

第4回（平成21年度第2回）

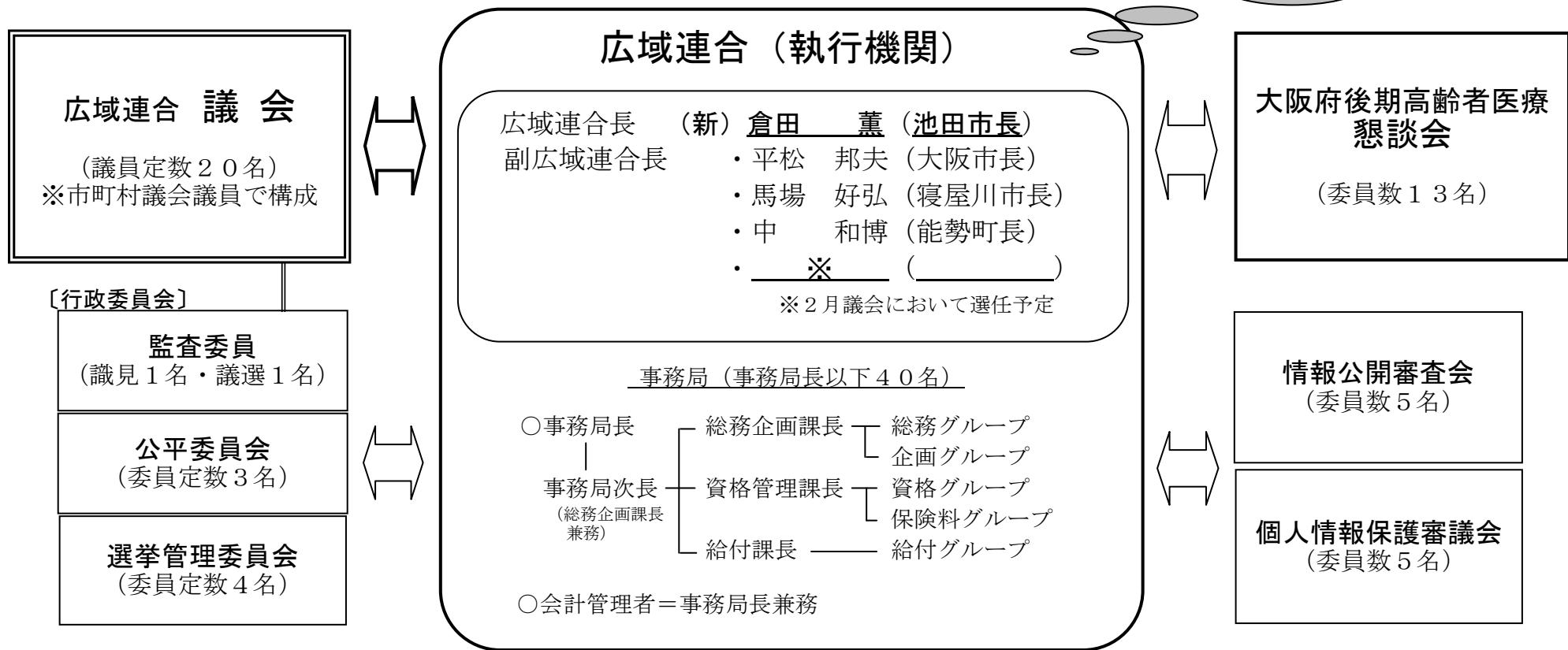
大阪府後期高齢者医療懇談会《資料》

*** 目 次 ***

(1) 広域連合の新体制について	
○ 大阪府後期高齢者医療広域連合組織の概要	・・・ 1
(2) 平成21年度の制度施行状況について	
○ 被保険者数の推移	・・・ 2
○ 保険料収納率等調査集計表	・・・ 3
○ 医療給付費の状況	・・・ 4
○ 短期証交付件数表	・・・ 7
○ 後期高齢者医療資格証明書の取扱いについて	・・・ 8
○ 高額介護合算仮算定勧奨通知発送状況	・・・ 9
○ 健康診査受診状況	・・・ 10
○ 人間ドッグ費用補助事業	・・・ 11
(3) 平成22・23年度の保険料算定について	
○ 保険料算定の仕組み及び保険料の軽減等について	・・・ 12
○ 保険料の算定方法	・・・ 14
○ 保険料の増加抑制に係るシミュレーション	・・・ 15
○ 保険料推計	・・・ 16
○ 年間保険料額（単身世帯・夫婦二世帯）	・・・ 17
(4) 高齢者医療制度改革会議について	
○ 高齢者医療改革会議	・・・ 19
○ 委員名簿	・・・ 20
○ 新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール	・・・ 21
(5) 『長寿医療制度』の名称の取扱いについて	
○ 通称『長寿医療制度』の名称の取扱いについて	・・・ 22
○ 全国広域連合の状況	・・・ 23
○ 報道参考資料	・・・ 24
(6) 今後の懇談会のあり方について	
○ 今後の『懇談会』のあり方について	・・・ 25
○ 設置要綱改正（案）	・・・ 26

大阪府後期高齢者医療広域連合組織の概要

新体制は平成22年2月1日からの予定です。



広域連合は、地方自治法第284条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、後期高齢者医療の事務を処理するために設立。

◎設立年月日：平成19年1月17日

◎構 成 員：府内全市町村

(広域連合の所在地)

〒540-0028

大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

電 話 06-4790-2029 F A X 06-4790-2030

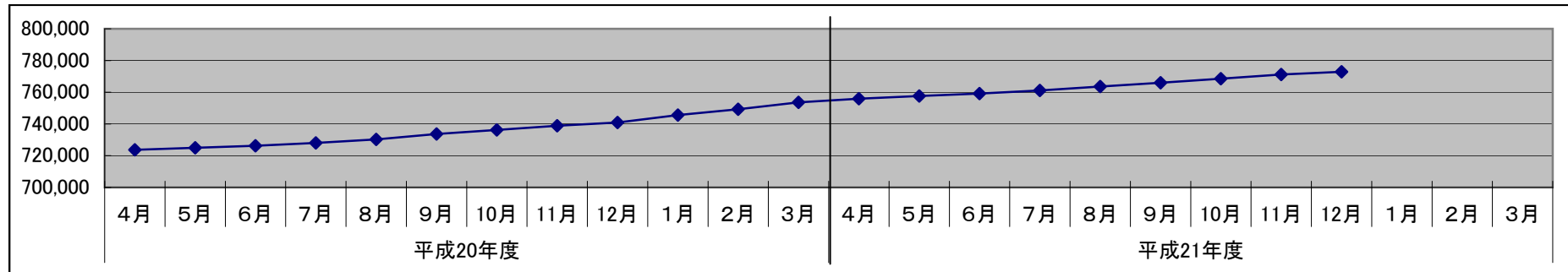
ホームページ <http://www.kouikirengo-osaka.jp/>

被保険者数の推移

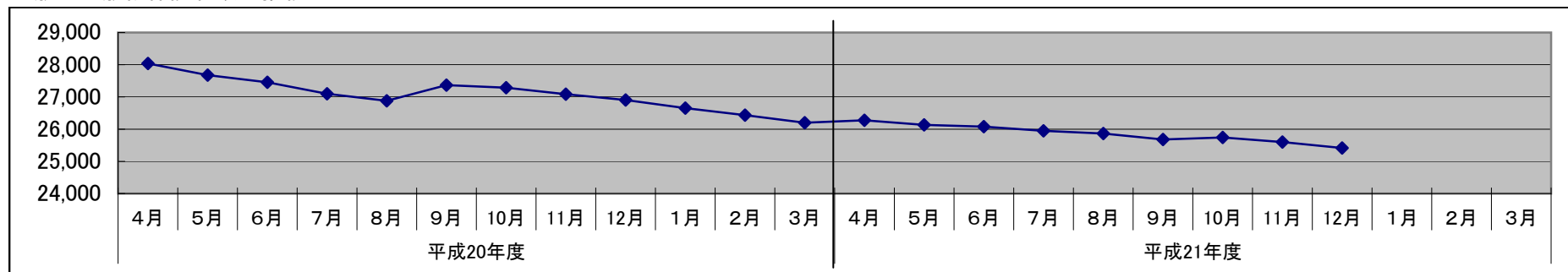
(単位：人)

		平成20年度				平成21年度											
		4月	7月	10月	1月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年齢区分	65～69歳	12,501	12,093	12,081	11,630	11,361	11,306	11,265	11,227	11,155	11,046	10,999	10,849	10,696			
	70～74歳	15,539	15,006	15,205	15,022	14,914	14,826	14,814	14,720	14,710	14,635	14,743	14,752	14,718			
	75～79歳	325,298	326,873	329,406	333,082	336,559	337,402	338,015	338,688	339,547	340,715	341,711	342,868	343,649			
	80～84歳	202,317	205,116	208,282	211,795	215,753	216,625	217,471	218,256	219,178	219,856	220,404	221,105	221,941			
	85～89歳	106,081	107,017	109,027	111,373	113,577	113,696	113,837	114,502	115,271	115,966	116,444	116,894	117,049			
	90～94歳	46,645	46,494	46,457	46,633	47,152	47,144	47,108	47,050	46,943	46,979	47,257	47,638	47,774			
	95～99歳	13,464	13,576	13,866	14,080	14,549	14,545	14,573	14,646	14,668	14,708	14,843	14,938	14,970			
	100歳～	1,857	1,866	1,903	1,991	2,088	2,060	2,073	2,072	2,087	2,096	2,128	2,126	2,128			
計		723,702	728,041	736,227	745,606	755,953	757,604	759,156	761,161	763,559	766,001	768,529	771,170	772,925			

◎全被保険者数の推移



◎65歳～74歳被保険者数の推移



平成20・21年度保険料収納率等調査比較表

(平成21年12月末現在)

	平成20年 普通徴収			平成21年 普通徴収			前年比較
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
大阪市	4,467,138,983	4,021,946,936	90.0%	4,775,005,173	4,476,016,284	93.7%	3.7%
堺市	1,336,237,964	1,245,333,915	93.2%	1,401,493,672	1,321,177,017	94.3%	1.1%
岸和田市	290,277,014	273,513,209	94.2%	290,585,160	278,528,270	95.9%	1.6%
豊中市	838,311,819	785,037,505	93.6%	883,868,525	836,730,124	94.7%	1.0%
池田市	231,255,111	224,273,209	97.0%	269,354,156	262,583,595	97.5%	0.5%
吹田市	675,049,736	641,189,385	95.0%	828,252,317	798,489,363	96.4%	1.4%
泉大津市	100,427,089	96,822,159	96.4%	110,030,863	107,751,048	97.9%	1.5%
高槻市	559,744,609	520,458,448	93.0%	672,208,378	649,711,819	96.7%	3.7%
貝塚市	106,265,771	96,912,007	91.2%	128,469,583	122,923,877	95.7%	4.5%
守口市	206,169,295	193,573,657	93.9%	238,400,384	229,189,277	96.1%	2.2%
枚方市	627,937,061	602,344,746	95.9%	720,043,691	693,861,557	96.4%	0.4%
茨木市	421,459,524	411,254,747	97.6%	484,592,131	475,385,574	98.1%	0.5%
八尾市	518,527,467	480,237,425	92.6%	542,797,258	518,260,356	95.5%	2.9%
泉佐野市	132,076,659	120,779,442	91.4%	148,464,616	139,903,022	94.2%	2.8%
富田林市	202,986,273	190,371,667	93.8%	221,250,029	215,550,758	97.4%	3.6%
寝屋川市	348,154,632	329,695,140	94.7%	425,813,565	408,707,919	96.0%	1.3%
河内長野市	178,579,362	172,022,190	96.3%	182,273,945	178,154,534	97.7%	1.4%
松原市	207,978,689	196,575,293	94.5%	211,206,794	203,959,065	96.6%	2.1%
大東市	145,509,114	135,429,015	93.1%	149,279,254	142,273,221	95.3%	2.2%
和泉市	191,022,103	180,887,212	94.7%	232,771,078	224,578,316	96.5%	1.8%
箕面市	275,913,697	266,247,372	96.5%	313,495,830	302,736,173	96.6%	0.1%
柏原市	114,806,076	108,561,719	94.6%	119,986,905	114,453,619	95.4%	0.8%
羽曳野市	206,207,913	187,387,461	90.9%	231,490,250	222,138,026	96.0%	5.1%
門真市	187,054,709	173,023,272	92.5%	209,841,644	199,794,027	95.2%	2.7%
摂津市	129,992,713	121,939,116	93.8%	144,254,351	138,956,733	96.3%	2.5%
高石市	96,332,064	91,496,110	95.0%	100,222,689	96,994,522	96.8%	1.8%
藤井寺市	119,592,806	113,110,233	94.6%	120,365,865	116,064,786	96.4%	1.8%
東大阪市	888,647,487	820,219,860	92.3%	904,597,462	847,812,200	93.7%	1.4%
泉南市	69,504,619	63,432,768	91.3%	80,351,619	76,306,108	95.0%	3.7%
四條畷市	72,593,108	69,690,770	96.0%	79,821,624	78,141,832	97.9%	1.9%
交野市	106,045,861	98,978,020	93.3%	137,150,588	132,137,904	96.3%	3.0%
大阪狭山市	113,619,881	98,576,890	86.8%	117,431,203	110,709,757	94.3%	7.5%
阪南市	58,517,747	55,267,287	94.4%	64,006,315	62,911,584	98.3%	3.8%
島本町	46,261,997	43,991,745	95.1%	55,277,201	53,039,740	96.0%	0.9%
豊能町	28,671,361	27,386,930	95.5%	37,595,358	36,328,374	96.6%	1.1%
能勢町	14,422,272	14,086,997	97.7%	19,054,188	18,546,455	97.3%	-0.3%
忠岡町	29,109,169	27,655,863	95.0%	32,990,219	31,921,779	96.8%	1.8%
熊取町	49,240,516	47,656,930	96.8%	58,679,306	57,525,783	98.0%	1.3%
田尻町	11,215,928	10,594,845	94.5%	11,751,389	11,209,794	95.4%	0.9%
岬町	22,916,935	21,650,957	94.5%	26,667,223	25,063,528	94.0%	-0.5%
太子町	22,227,899	21,109,401	95.0%	22,263,042	21,409,495	96.2%	1.2%
河南町	27,720,901	23,389,860	84.4%	33,718,130	32,844,346	97.4%	13.0%
千早赤阪村	9,061,919	8,768,294	96.8%	9,975,641	9,906,805	99.3%	2.6%
合計	14,484,785,853	13,432,880,007	92.7%	15,847,148,614	15,080,688,366	95.2%	2.4%

普通徴収（7月・8月・9月・10月・11月分）

医療給付費の実績

平成20年度

(単位:百万円)

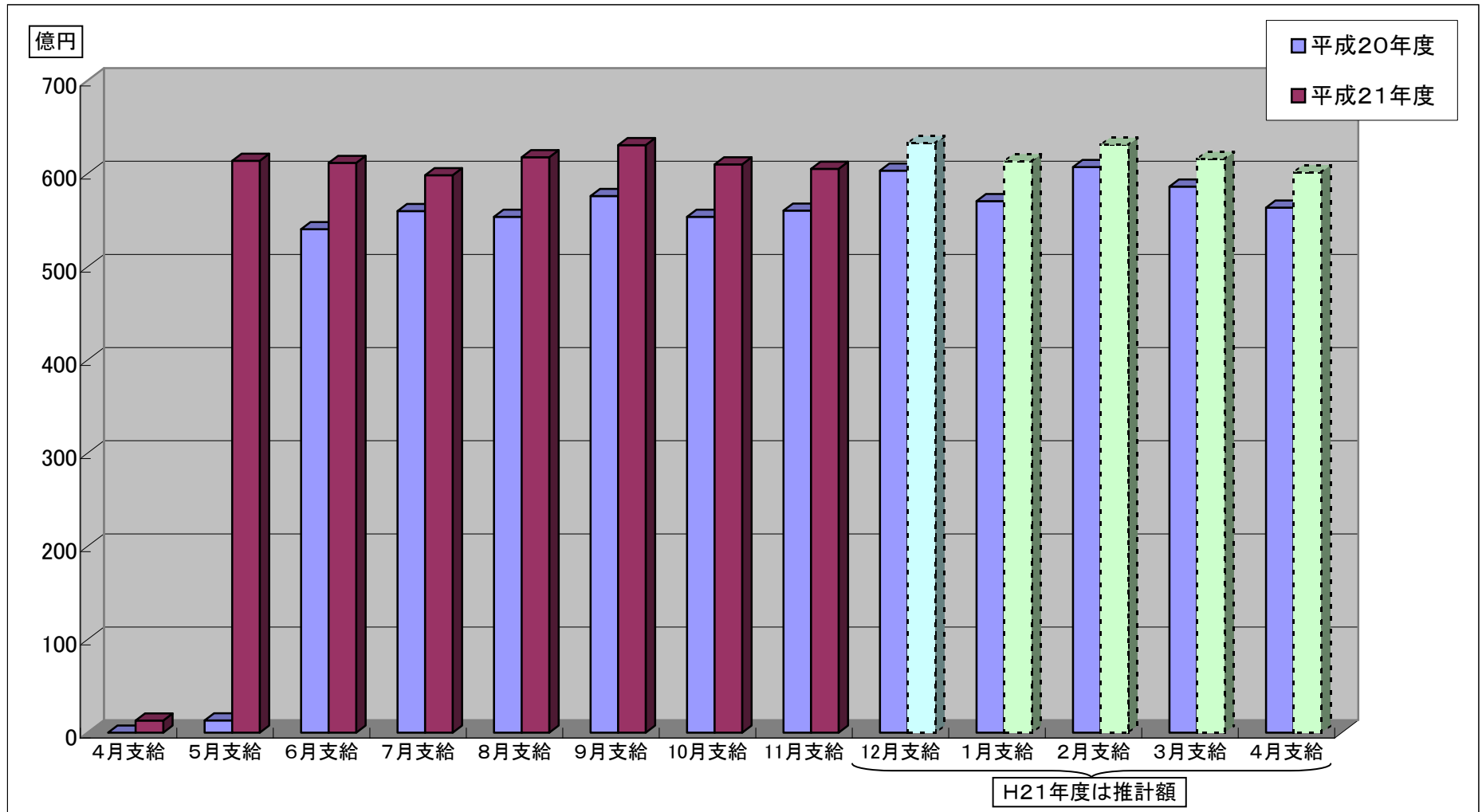
	5月支給	6月支給	7月支給	8月支給	9月支給	10月支給	11月支給	12月支給	1月支給	2月支給	3月支給	4月支給	合計	月平均
医科	0	41,624	42,644	41,827	43,407	42,047	42,463	45,615	42,744	45,356	44,593	42,578	474,898	43,173
歯科	0	2,219	2,252	2,296	2,289	1,984	2,182	2,427	2,289	2,396	2,115	2,275	24,723	2,248
調剤	0	6,546	6,436	6,297	6,814	6,383	6,660	7,257	6,388	7,500	6,695	6,477	73,454	6,678
食事・生活療養	0	1,169	1,212	1,173	1,207	1,239	1,196	1,243	1,218	1,260	1,286	1,198	13,400	1,218
訪問看護療養費	0	117	136	145	151	147	147	157	146	152	145	145	1,589	144
柔道整復術療養	0	886	1,208	1,259	1,292	1,219	1,232	1,314	1,229	1,225	1,173	1,175	13,212	1,201
はり等施術療養	0	137	388	476	509	506	488	508	524	506	513	487	5,042	458
その他療養費(現金)	21	42	414	596	639	555	369	504	1,217	1,020	799	727	6,902	575
計	21	52,739	54,691	54,069	56,308	54,079	54,737	59,026	55,754	59,414	57,319	55,062	613,219	55,695

平成21年度

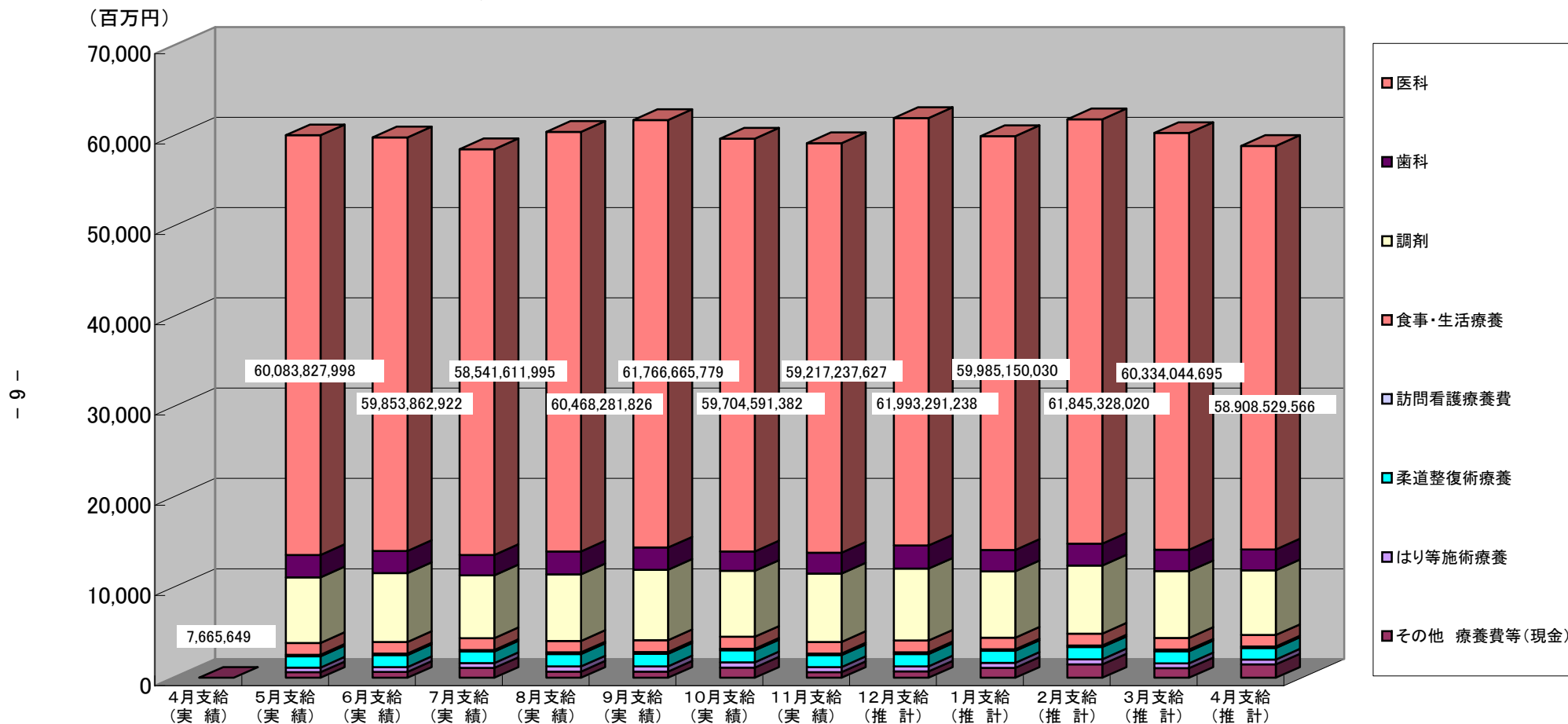
(単位:百万円)

	4月支給	5月支給	6月支給	7月支給	8月支給	9月支給	10月支給	11月支給	12月推計	1月推計	2月推計	3月推計	4月推計	合計	月平均
医科	0	46,488	45,802	44,932	46,467	47,345	45,711	45,366	47,345	45,389	46,951	46,102	44,664	552,562	46,047
(前年同月上昇率)	—	—	10%	5%	11%	9%	9%	7%	4%	6%	4%	3%	5%	—	7%
歯科	0	2,462	2,448	2,250	2,545	2,460	2,155	2,306	2,558	2,425	2,430	2,386	2,311	28,735	2,395
(前年同月上昇率)	—	—	10%	0%	11%	8%	9%	6%	5%	6%	1%	13%	2%	—	7%
調剤	0	7,265	7,637	6,976	7,380	7,795	7,292	7,582	7,962	7,332	7,523	7,387	7,157	89,289	7,441
(前年同月上昇率)	—	—	17%	8%	17%	14%	14%	14%	10%	15%	0%	10%	10%	—	11%
食事・生活療養	0	1,318	1,274	1,296	1,262	1,308	1,319	1,273	1,304	1,289	1,319	1,295	1,255	15,513	1,293
(前年同月上昇率)	—	—	9%	7%	8%	8%	6%	7%	5%	6%	5%	1%	5%	—	6%
訪問看護療養費	0	164	170	165	183	189	184	180	185	177	179	176	171	2,123	177
(前年同月上昇率)	—	—	45%	21%	26%	25%	26%	22%	18%	21%	18%	22%	18%	—	22%
柔道整復術療養	0	1,255	1,327	1,291	1,379	1,404	1,332	1,312	1,376	1,291	1,352	1,327	1,286	15,933	1,328
(前年同月上昇率)	—	—	50%	7%	10%	9%	9%	7%	5%	5%	10%	13%	9%	—	11%
はり等施術療養	0	514	538	541	558	582	577	557	564	591	567	557	539	6,686	557
(前年同月上昇率)	—	—	292%	39%	17%	14%	14%	14%	11%	13%	12%	9%	11%	—	22%
その他療養費(現金)	8	617	658	1,090	694	683	1,134	640	699	1,547	1,473	1,053	1,477	11,774	906
(前年同月上昇率)	—	—	1482%	164%	16%	7%	104%	74%	39%	27%	44%	32%	103%	—	57%
計	8	60,084	59,858	58,542	60,469	61,768	59,705	59,218	61,994	60,041	61,795	60,284	58,860	722,627	60,143
(前年同月上昇率)	—	—	13%	7%	12%	10%	10%	8%	5%	8%	4%	5%	7%	—	8%

医療給付費 H20・21年度同月対比表



医療給付費の推移(平成21年3月～平成22年2月診療分)



短期証交付件数表【市町村別】(2010年1月5日時点)

番号	市町村名	件数
1	大阪市	1,604
2	堺市	291
3	岸和田市	51
4	豊中市	291
5	池田市	33
6	吹田市	52
7	泉大津市	14
8	高槻市	79
9	貝塚市	21
10	守口市	52
11	枚方市	135
12	茨木市	15
13	八尾市	94
14	泉佐野市	48
15	富田林市	5
16	寝屋川市	129
17	河内長野市	16
18	松原市	11
19	大東市	45
20	和泉市	15
21	箕面市	33
22	柏原市	22
23	羽曳野市	23
24	門真市	7
25	摂津市	14
26	高石市	16
27	藤井寺市	20
28	東大阪市	327
29	泉南市	13
30	四條畷市	4
31	交野市	0
32	大阪狭山市	20
33	阪南市	5
34	島本町	7
35	豊能町	0
36	能勢町	4
37	忠岡町	6
38	熊取町	5
39	田尻町	1
40	岬町	16
41	太子町	6
42	河南町	0
43	千早赤阪村	0
合	計	3,550

後期高齢者医療資格証明書の取扱いについて

● 趣旨

保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している被保険者について、より一層納付相談等の機会を確保し、適切な収納に結びつける観点から、保険料を「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」に定める期間（1年間）を経過して納付しない被保険者に対し、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付を行う。

● 交付要件

「資格証明書」要件

「短期証」の交付をうけている者で、納期限から1年間経過するまでの間に当該保険料を納付していない者。

ただし、抽出した者について「資格証明書」の交付を行う者の絞り込みを行う。

(適用除外者)

- 高齢者の医療の確保に関する法律等に規定する、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる者及び同法律等に規定する災害その他特別の事情に該当すると認められる者
- 当該保険料について納付相談により、納付を誓約し履行中であるなど、一定の滞納額解消の努力が認められる者
- 保険料の算定において政令軽減の適用を受けている者
- 被扶養者であった被保険者にかかる政令軽減の適用を受けている者
- 保険料の徴収猶予、又は減免の適用を受けている者

しかし、「資格証明書」の運用については、機械的に行われることにより、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう取り扱うものとする。

「資格証明書」交付時期

年1回 2月

● 取扱い

広域連合では、平成21年7月1日交付日で、平成22年1月31日有効期限の短期被保険者証を発行している被保険者のうち対象となる被保険者に1月中に、平成22年7月31日を有効期限とする被保険者資格証明書を交付する予定であった。

しかし、平成21年10月26日付けで厚生労働省保険局長より「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」が各都道府県広域連合に発出され、「現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針」とすることとされており、それを受け、当広域連合では同通知内容を吟味し、また同省にもその主旨を確認した結果、資格証明書の交付に当たっての判断基準が同省の考え方と必ずしも一致しないため当面延期することとした。

高額介護合算仮算定勸奨通知 保険者別発送件数表

番号	保険者名	1/12 送付数
1	大阪市	12,442
2	堺市	3,728
3	岸和田市	753
4	豊中市	1,610
5	池田市	441
6	吹田市	1,337
7	泉大津市	280
8	高槻市	1,382
9	貝塚市	344
10	守口市	599
11	枚方市	1,552
12	茨木市	865
13	八尾市	1,323
14	泉佐野市	485
15	富田林市	528
16	寝屋川市	860
17	河内長野市	591
18	松原市	536
19	大東市	435
20	和泉市	581
21	箕面市	513
22	柏原市	165
23	羽曳野市	549
24	門真市	394
25	摂津市	260
26	高石市	247
27	藤井寺市	299
28	東大阪市	2,101
29	泉南市	278
30	四條畷市	186
31	交野市	247
32	大阪狭山市	110
33	阪南市	220
34	島本町	114
35	豊能町	120
36	能勢町	—
37	忠岡町	89
38	熊取町	160
39	田尻町	10
40	岬町	110
41	太子町	50
42	河南町	107
43	千早赤阪村	33
		37,034

平成21年度健康診査受診状況 (平成21年10月末現在)

No.	市町村名	被保険者数	個別 健診	集団 健診	合 計	受診率	前年同月 受診率	前年度末 受診率
1	大阪市	245,914	21,111	1,024	22,135	9.00%	7.65%	12.06%
2	堺市	72,537	9,138		9,138	12.60%	11.72%	17.42%
3	岸和田市	18,601	1,915		1,915	10.30%	9.53%	15.42%
4	豊中市	33,715	4,466		4,466	13.25%	11.57%	17.42%
5	池田市	9,877	2,227		2,227	22.55%	43.63%	52.95%
6	吹田市	28,344	5,363		5,363	18.92%	20.11%	31.61%
7	泉大津市	6,309	1,061		1,061	16.82%	15.11%	20.84%
8	高槻市	31,907	5,382		5,382	16.87%	1.98%	20.77%
9	貝塚市	8,085	1,021		1,021	12.63%	14.69%	17.89%
10	守口市	13,061	390	1,300	1,690	12.94%	2.35%	15.76%
11	枚方市	31,220	3,300		3,300	10.57%	9.58%	14.44%
12	茨木市	20,046	3,150		3,150	15.71%	13.95%	23.40%
13	八尾市	23,620	2,477	43	2,520	10.67%	8.88%	15.58%
14	泉佐野市	9,304	1,225		1,225	13.17%	10.77%	16.47%
15	富田林市	11,187	2,243		2,243	20.05%	19.00%	28.93%
16	寝屋川市	18,942	3,978		3,978	21.00%	23.38%	35.08%
17	河内長野市	11,382	1,745		1,745	15.33%	16.33%	23.92%
18	松原市	11,115	1,174		1,174	10.56%	10.58%	16.43%
19	大東市	9,131	1,454		1,454	15.92%	14.69%	23.71%
20	和泉市	13,144	1,987		1,987	15.12%	15.80%	22.55%
21	箕面市	10,635	1,797		1,797	16.90%	12.73%	25.18%
22	柏原市	6,390	874		874	13.68%	19.91%	25.60%
23	羽曳野市	11,065	1,791		1,791	16.19%	15.43%	23.14%
24	門真市	9,302	1,390		1,390	14.94%	14.91%	21.23%
25	摂津市	5,621	509	169	678	12.06%	10.24%	16.74%
26	高石市	5,746	821		821	14.29%	16.42%	20.94%
27	藤井寺市	6,191	988		988	15.96%	15.63%	23.27%
28	東大阪市	41,554	4,203		4,203	10.11%	7.02%	11.12%
29	泉南市	5,592	699		699	12.50%	8.56%	16.54%
30	四條畷市	3,890	532		532	13.68%	14.45%	23.04%
31	交野市	6,011	613		613	10.20%	9.49%	14.55%
32	大阪狭山市	4,884	602		602	12.33%	13.40%	19.14%
33	阪南市	5,116	511		511	9.99%	11.07%	14.97%
34	島本町	2,599	313		313	12.04%	4.95%	13.04%
35	豊能町	2,374	620		620	26.12%	36.01%	40.12%
36	能勢町	1,716	171	234	405	23.60%	2.36%	21.92%
37	忠岡町	1,734	202		202	11.65%	13.80%	18.10%
38	熊取町	3,450	322		322	9.33%	6.86%	14.40%
39	田尻町	806	103		103	12.78%	7.99%	14.96%
40	岬町	2,393	153	43	196	8.19%	4.31%	8.04%
41	太子町	1,301	162		162	12.45%	8.17%	18.44%
42	河南町	1,852	156	154	310	16.74%	4.21%	16.46%
43	千早赤阪村	866	153		153	17.67%	17.95%	22.43%
	その他							
	合 計	768,529	92,492	2,967	95,459	12.42%	10.91%	17.64%

人間ドック費用補助事業の実施について（案）

1. 目的

この補助事業の実施については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 25 号）第 3 条の規定により、人間ドックに要する費用の一部を補助することにより、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2. 事業実施について

府内全域で実施する必要があることから広域連合を実施主体として、被保険者が人間ドックを実施している医療機関で受診し、費用を支払った後、費用助成の申請を行うことにより、その一部を償還払いすることとする。

3. 受診対象者

被保険者資格を有する者。ただし、同一年度に人間ドックを二回受診する場合は不可とする。

4. 補助金額

大阪府内、各市町村国保の人間ドック費用の補助額の平均額を参考に考えている。

5. 実施時期

早期にシステム構築を図ることにより、平成 22 年度の早い時期の実施を目指す。但し、年度内受診の公平性を保つため、平成 22 年 4 月受診まで遡及を実施予定。

◎ 保険料算定の仕組み及び保険料の軽減等について

(1) 保険料の算定

保険料算定の基礎となる賦課総額は、政令に定める基準により、特定期間（2 か年単位）の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合算額を算出し、ここから収入の見込額の合算額を控除して得た額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算出します。保険料収納必要額は、後期高齢者医療に要する費用の約 1 割に相当します。

◎ 費用については以下のようなものがあります。

- ・ 被保険者に係る療養の給付に要する費用から、一部負担金に相当する費用を控除した額
- ・ 被保険者に係る入院時食事療養費等
- ・ 財政安定化基金拠出金
- ・ 特別高額医療費共同事業拠出金
- ・ 保健事業に要する費用
- ・ 審査支払手数料
- ・ 葬祭費

◎ 収入については以下のようなものがあります。

- ・ 国庫負担金（高額医療費公費負担を含む）
- ・ 調整交付金
- ・ 都道府県負担金（高額医療費公費負担を含む）
- ・ 市町村負担金
- ・ 後期高齢者交付金
- ・ 特別高額医療費共同事業交付金 等

上記のうち調整交付金は、国の示す係数（所得係数）により決まりますので、保険料率は国の所得係数の提示を受けてから算定することとなります。

(2) 保険料の構成

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（被保険者均等割）と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割）から構成され、被保険者個人単位で計算されます。ただし、保険料の個人の賦課限度額については、国保の限度額と同程度までの負担を求め、中間所得層の負担を抑制するよう50万円に設定しています。

また、各広域連合間には、所得格差による財政力の不均衡、給付水準の格差があり、このうち所得格差による財政力の不均衡は、国の調整交付金で調整される結果、保険料は、広域連合の給付費水準に応じて決まります。

なお、大阪府の一人当たりの医療費水準は高水準にあるため、一人当たりの平均保険料額は全国平均より高く設定されています。

(3) 保険料に係る軽減措置

① 政令軽減【財源：都道府県3/4、市町村1/4】

被保険者及びその属する世帯の世帯主（被保険者でない場合を含む）につき算定した総所得金額等の合算額が、所得申告や広域連合への簡易申告等により確認でき、一定の基準以下の世帯については、申請なしで被保険者均等割額が軽減されます。軽減には、「7割軽減」、「5割軽減」、「2割軽減」があります。

また、特例措置として、国の負担により、7割軽減対象者については、8.5割(1.5割分は国)軽減とし、その中で、被保険者全員の各所得が0円である時については、9割(2割分は国)軽減となります。

② 特別な事情がある場合の減免【財源：保険料】

特別な事情があり支払いが困難な場合は、申請により保険料が減免されます。特別な事情には、以下のようなものがあります。

- ・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ・ 事業の不振、休業若しくは廃止又は失業等の理由により、収入が著しく減少したとき。

③ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減【財源：都道府県3/4、市町村1/4】

被保険者の資格を取得した方が、資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者で、保険料を個人で負担していなかった方については、被保険者均等割額を5割に減額し、また所得割は課されません。

また、特例措置として、国の負担により当分の間9割(4割分は国)軽減となります。

大阪府後期高齢者医療広域連合における保険料の算定方法

大阪府後期高齢者医療広域連合における平成22年度・23年度の保険料率は次のように算定しています。

医療給付費など、後期高齢者医療制度の給付に必要な経費 (約 8,150 億円)	－	国庫負担金、府・市町村負担金、現役世代からの支援金等の収入 (約 7,294 億円)	＝	保険料収納必要額 (約 856 億円)
--	---	--	---	------------------------

保険料収納必要額 (約 856 億円)	÷	予定保険料収納率 (99%)	＝	保険料賦課総額 (約 865 億円)
------------------------	---	----------------	---	-----------------------

保険料賦課総額	被保険者均等割総額 (約 405 億円)	÷	被保険者数 (約 82.6 万人)	＝	被保険者均等割額	49,036 円
	所得割総額 (約 460 億円) = 被保険者均等割総額 (約 405 億円) × 所得係数 (1.13450148764) *	÷	被保険者の基礎控除後の総所得金額等 (約 4,923 億円)	＝	所得割率	9.34%

※所得係数＝被保険者の当広域連合一人当たり所得÷全国一人当たり所得

各都道府県広域連合により保険料は異なります。

その理由には、主に2つあります。

- (1) 一人当たりの給付費水準の違い
- (2) 各広域連合の区域の被保険者の所得水準の違い

このような要素により、広域連合ごとに保険料の平均額が異なることとなります。

後期高齢者医療制度の保険料の増加抑制に係るシミュレーション

■抑制策未実施

	高齢者負担率の増加(10.00%→10.26%)	医療給付費の算定期間の相違による増加(23月→24月)	1人あたり医療給付の伸び(2ヵ年)		所得の減少	計 (保険料伸び率)
			H22	H23		
国 (全国ベース)	約2.6%	約4.3%	約4.3%(H20比) 1.6% 1.6%		約2.0%	約13.8%
大阪府 広域連合	約2.6%	約4.3%	約5.7%(H21比) 3.7% 3.8%		約2.3%	約15.7%



○一人当たり医療給付費の伸び率を2.4%(前年比)とし、剰余金(1,786,935,239円)を全額投入

	高齢者負担率の増加(10.00%→10.26%)	医療給付費の算定期間の相違による増加(23月→24月)	1人あたり医療給付の伸び(2ヵ年)		所得の減少	剰余金を全額投入	計 (保険料伸び率)
			H22	H23			
大阪府 広域連合	約2.6%	約4.3%	約5.4%(H20比) 2.4% 2.4%		約2.3%	▲3.8%	約11.04%

← 7.0% →

■抑制策実施

○基金の活用

	①	②	③
保険料額の伸び	11.04%	7.78%	5%
財政安定化基金活用の考え方	基金活用なし (取り崩しも積み増しも実施しない)	基金取り崩しのみ (新たな積み増しは実施しない)	国の積み増し目標
H22・23財政安定化基金拠出額(1団体)	14億4976万円	14億4976万円	36億8462万円
うち財政安定化基金積み増し額(1団体)	0	0	22億3485万円
財政安定化基金拠出率	0.09%	0.09%	0.23%

保険料	均等割額 (47,415円)	51,851円	50,315円	49,036円
	所得割率 (8.68%)	10.06%	9.67%	9.34%
	軽減後一人当たり保険料 (76,833円)	85,314円	82,813円	80,728円

大阪府後期高齢者医療広域連合における保険料推計

I. 保険料推計の基となる推計数値等

- ◇被保険者数(平均) 826,476人 (平成22年度 807,322人・平成23年度 845,629人)
 - ◇保険料賦課総額(平均) 86,503,704,456円 (収納リスク及び保険料減免を考慮)
 - ◇予定保険料収納率 99.00%
 - ◇保険料減免額 79,517,468円/年(平成20年度実績による)
- ＜保険料賦課総額(平均) = {(A) - (B)} ÷ 予定保険料収納率 ÷ 2 + 保険料減免額＞

(A) 給付費等費用総額 (1,629,902,106,887円)			
内 訳	給付費総額	(22年度) 7,782億5,307万円	一人当たりの医療費の伸び率を換算したうえで、それぞれの被保険者の伸び率を乗じて算出した。
		(23年度) 8,350億1,635万円	
	財政安定化基金拠出金	(22年度・23年度 2ヵ年) 36億8,462万円	22年度、23年度の給付費見込総額に安定化基金拠出率0.22873740%を乗じ見込む。(軽減後の保険料額を概ね5%に抑えるために拠出率を0.09%から引き上げて計上した。)
	特別高額医療費共同事業拠出金	(22年度・23年度 2ヵ年) 3億3,261万円	収入と同額を見込む。
	保健事業に要する費用	(22年度) 14億1,942万円	健診単価6,860円に22年度、23年度の受診見込数(受診率23%)を乗じ見込む。また、人間ドックの経費も同時に見込む。
		(23年度) 14億9,255万円	
	審査支払手数料の額	(22年度) 23億8,967万円	手数料単価にレセプト見込件数を乗じ見込む。
		(23年度) 25億5,362万円	
	その他の費用	(22年度) 23億2,935万円	葬祭費想定支給額5万円に支給見込件数を乗じ見込む。
		(23年度) 24億3,085万円	
(B) 国庫負担金等収入総額 (1,458,782,216,650円)			

II. 試算結果

◇一人当たり保険料平均額

年額 104,667円 (均等割 49,036円・所得割 55,631円)

◇所得割率 9.34%

◇政令等軽減後の一人当たり保険料平均額(11月分所得データ等により算出)

年額 80,728円 (均等割 27,061円・所得割 53,667円)

年間保険料額

単身世帯(収入は年金のみ)の場合

平成21年度

被保険者均等割額=47,415円 所得割率=8.68%

年金収入額	80万円	120万円	180万円	220万円	300万円
所得額	0円	0円	60万円	100万円	180万円
基礎控除後の 総所得金額等	0円	0円	27万円	67万円	147万円
軽減前の 所得割額	0円	0円	23,436円	58,156円	127,596円
所得割額の 軽減割合			5割軽減		
軽減後の 所得割額 ①	0円	0円	11,718円	58,156円	127,596円
被保険者均等割額 の軽減割合	9割軽減	8.5割軽減	2割軽減		
軽減後の被保険者 均等割額 ②	4,741円	7,112円	37,932円	47,415円	47,415円
保険料総額 ①+②	4,741円	7,112円	49,650円	105,571円	175,011円
年金額に占める 保険料総額の割合	0.59%	0.59%	2.76%	4.80%	5.83%



単身世帯(収入は年金のみ)の場合

平成22年度

被保険者均等割額=49,036円 所得割率=9.34%

年金収入額	80万円	120万円	180万円	220万円	300万円
所得額	0円	0円	60万円	100万円	180万円
軽減前の 所得割額	0円	0円	27万円	67万円	147万円
所得割額の 軽減割合	0円	0円	25,218円	62,578円	137,298円
所得割額の 軽減割合			5割軽減		
軽減後の 所得割額 ①	0円	0円	12,609円	62,578円	137,298円
被保険者均等割額 の軽減割合	9割軽減	8.5割軽減	2割軽減		
軽減後の被保険者 均等割額 ②	4,903円	7,355円	39,228円	49,036円	49,036円
保険料総額(円) ①+②	4,903円	7,355円	51,837円	111,614円	186,334円
年金額に占める 保険料総額の割合	0.61%	0.61%	2.88%	5.07%	6.21%

後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

平成21年度

被保険者均等割額=47,415円 所得割率=8.68%

●妻の年金収入額79万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	120万円	180万円	220万円	300万円
	妻	79万円	79万円	79万円	79万円	79万円
所得額	夫	0円	0円	60万円	100万円	180万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	0円	27万円	67万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減前の 所得割額	夫	0円	0円	23,436円	58,156円	127,596円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額の 軽減割合	夫	5割軽減				
	妻	5割軽減				
軽減後の 所得割額 ①	夫	0円	0円	11,718円	58,156円	127,596円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	4,741円	7,112円	23,707円	37,932円	47,415円
	妻	4,741円	7,112円	23,707円	37,932円	47,415円
保険料総額(円) ①+②	夫	4,741円	7,112円	35,425円	96,088円	175,011円
	妻	4,741円	7,112円	23,707円	37,932円	47,415円
	合計	9,482円	14,224円	59,132円	134,020円	222,426円
年金額に占める 保険料総額の割合		0.60%	0.71%	2.28%	4.48%	5.87%



後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

平成22年度

被保険者均等割額=49,036円 所得割率=9.34%

●妻の年金収入額79万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	120万円	180万円	220万円	300万円
	妻	79万円	79万円	79万円	79万円	79万円
所得額	夫	0円	0円	60万円	100万円	180万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	0円	27万円	67万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減前の 所得割額	夫	0円	0円	25,218円	62,578円	137,298円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額の 軽減割合	夫	5割軽減				
	妻	5割軽減				
軽減後の 所得割額 ①	夫	0円	0円	12,609円	62,578円	137,298円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	4,903円	7,355円	24,518円	39,228円	49,036円
	妻	4,903円	7,355円	24,518円	39,228円	49,036円
保険料総額(円) ①+②	夫	4,903円	7,355円	37,127円	101,806円	186,334円
	妻	4,903円	7,355円	24,518円	39,228円	49,036円
	合計	9,806円	14,710円	61,645円	141,034円	235,370円
年金額に占める 保険料総額の割合		0.62%	0.74%	2.38%	4.72%	6.21%

高齢者医療制度改革会議

◎後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討

◎検討に当たっての基本的な考え方

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

■高齢者医療制度改革会議 委員名簿

■高齢者医療制度改革会議（第1回）

開催日時 平成21年11月30日（月）17時20分～

開催場所 厚生労働省省議室

議 題 新たな高齢者医療制度のあり方
(総括的なフリーディスカッション)

会議資料 ○高齢者医療制度改革の進め方等について
(本日の議題に関する資料) . . . [厚労省HP参照]

■高齢者医療制度改革会議（第2回）

開催日時 平成22年 1月12日（火）13時00分～

開催場所 全国都市会館2FホールA

議 題 新たな高齢者医療制度のあり方
(総括的なフリーディスカッション)

会議資料 ○各委員の主な意見の概要 . . . [厚労省HP参照]
○本日の議題に関する基本資料 . . . [厚労省HP参照]

高齢者医療制度改革会議

委員名簿

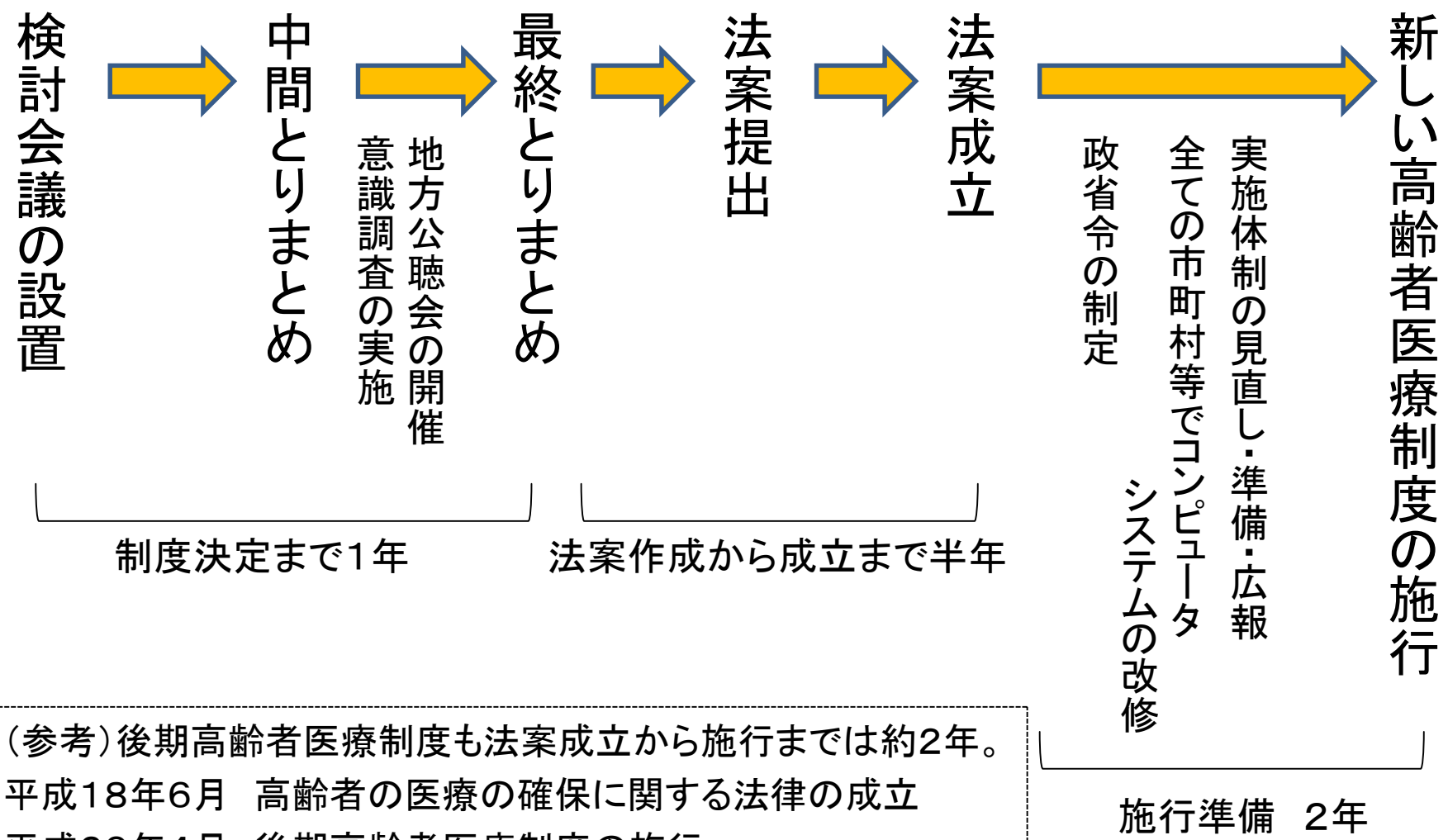
平成21年11月6日現在

阿部 保吉	日本高齢・退職者団体連合 事務局長
池上 直己	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授
岩見 隆夫	政治評論家・毎日新聞客員編集委員
○ 岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岡崎 誠也	全国市長会 国民健康保険対策特別委員長（高知市長）
小島 茂	日本労働組合総連合会 総合政策局長
鎌田 實	諏訪中央病院名誉院長
神田 真秋	全国知事会 社会文教常任委員会委員長（愛知県知事）
見坊 和雄	全国老人クラブ連合会 相談役・理事
小林 剛	全国健康保険協会 理事長
近藤 克則	日本福祉大学社会福祉学部教授
齊藤 正憲	日本経済団体連合会 社会保障委員会医療改革部会長
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
堂本 暁子	前千葉県知事
樋口 恵子	高齢社会をよくする女性の会 理事長
三上 祐司	日本医師会 常任理事
宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科教授
山本 文男	全国町村会 会長（添田町長）
横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 （佐賀県後期高齢者医療広域連合長、多久市長）

※ ○は座長

新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール(見込み)

平成21年11月 平成22年夏 平成22年末 平成23年1月 平成23年春 平成25年4月



(参考)後期高齢者医療制度も法案成立から施行までは約2年。
 平成18年6月 高齢者の医療の確保に関する法律の成立
 平成20年4月 後期高齢者医療制度の施行

(通称)『長寿医療制度』の名称の取扱いについて

【経過】

平成20年4月 『後期高齢者医療制度』としてスタート

平成20年4月2日付け厚生労働省事務連絡により制度名を『長寿医療制度（後期高齢者医療制度）』と記述するよう通知

↓

平成21年9月 政権交代を機に制度名を「後期高齢者医療制度」の表記に戻し、『長寿医療制度』の名称を厚生労働省ホームページから削除

【厚生労働省の考え方】

制度名に対する取扱通知等の発出予定はなく、従来の通知も活かしていることから(通称)『長寿医療制度』の取り扱いは各団体(自治体)等で判断されたい。

【全国広域連合調査】

・元から使用していない	2	広域
・すでに削除又は今後削除予定	12	広域
・今後も使用する	8	広域
・検討中	25	広域

(資料添付参照)

【今後の対応】

当該制度が少なくとも平成24年度末までは継続するという情勢を踏まえ、国や報道機関等が発する制度名称との齟齬を解消し、このことによる混乱がきたすことのないよう、今後はホームページや広報リーフレット等において『長寿医療制度』の呼称を使用しない方針とする。

なお、この取扱いは大阪府及び府内市町村とも連携して対応してまいりたい。

全国広域連合の状況

(H21年12月現在)

No.	広域連合	通称「長寿医療制度」の取扱い					市町村等との連携	
		元から 使用して いない	使用して いたが 削除した	今後削除 予定	削除予定 なし	検討中	連携の 有無	コメント
1	北海道		○				×	各市町村の判断
2	青森県					○		
3	岩手県					○		
4	宮城県					○		
5	秋田県				○			
6	山形県			○			△	国通知に連動予定
7	福島県					○		
8	茨城県				○			
9	栃木県					○		
10	群馬県					○		
11	埼玉県					○		
12	千葉県			○			×	
13	東京都			○			×	
14	神奈川県		○				△	検討中
15	新潟県		○				△	国通知に連動予定
16	富山県					○		
17	石川県					○		※と同じ
18	福井県		○				△	国通知に連動予定
19	山梨県		○				○	※と同じ
20	長野県					○		
21	岐阜県			○			○	
22	静岡県					○		
23	愛知県					○		
24	三重県				○			
25	滋賀県					○		
26	京都府					○		
27	大阪府			○			○	協力を要請予定
28	兵庫県					○		
29	奈良県					○		
30	和歌山県					○		
31	鳥取県					○		
32	島根県	○						
33	岡山県			○			○	
34	広島県					○		
35	山口県					○		
36	徳島県			○			△	国通知に連動予定
37	香川県					○		
38	愛媛県				○			※と同じ
39	高知県				○			
40	福岡県				○			
41	佐賀県					○		
42	長崎県					○		
43	熊本県	○						
44	大分県				○			
45	宮崎県					○		
46	鹿児島県				○			
47	沖縄県					○		
		2	5	7	8	25	○=4	
		14						

H21.12.23
毎日

後期高齢者医療制度への批判を和らげるため、自公政権が制度の通称として普及をはかった「長寿医療制度」の呼び名が、政権交代に伴い、定着しないままひっそりと撤回された。制度廃止を掲げる新政権の意向をくんだ厚生労働省が批判されることを懸念したためだ。

75歳以上を対象とする制度に「後期」の名称をつけたことで、新たな高齢者医療制度は08年4月の開始直前から、内容ともども高齢者らの反発を招いた。そこで当時の福田康夫首相は導入初日、「周

「長寿医療制度」 名称ひっそり消滅

知不足。ネーミングもよくない」と「長寿」への変更を指示し、厚労省は公的文書などの表記を「『長寿医療制度』（後期高齢者医療制度）」へと変えた。ところが、呼び名だけを変える手法はかえって批判を集める結果となった。

そうしたこともあり、厚労省は政権交代を機に本来の「後期」の表記一本に戻し、ホームページ（HP）の文書など可能な限り書き換えた。ただ、新政権の動きを先取りした官僚独自の判断で、長妻昭厚労相ら政務三役の指示は受けていない。

【佐藤丈一】

今後の『懇談会』のあり方について

【経過と課題】

大阪府後期高齢者医療懇談会は、後期高齢者医療制度全般に亘り、被保険者をはじめ、医療保険関係者、学識経験者の皆様から幅広くご意見を頂き、事務改善も含め当広域連合の事業運営に反映させていただくことを目的に平成20年6月に設置を行い、これまで延べ3回の会議を開催してきた。

しかしながら昨夏の政権交代後、厚生労働大臣から「後期高齢者医療制度」の廃止が明言され、その後政府は現制度の廃止時期を平成24年度末とし、平成25年度から新制度に移行させる方針とした。

このことから、3年後の制度廃止を前提とした上での『懇談会』のあり方について検討が必要となったところである。

【今後のあり方について検討案】

国においては、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、「高齢者医療制度改革会議」を設置し協議を進めている。大阪府広域連合では、この「会議」の進捗状況を注視しその協議内容を紹介し、並行して地域における高齢者医療制度のあり方について広く府民の意見聴取を行うことや、また、必要に応じて意見具申や要望等を行うことが重要であると考えている。

従って、引き続き新制度発足に向け、被保険者をはじめ、医療保険関係者、学識経験者の皆様から、今後の高齢者医療制度についても意見交換や協議いただける場を設置することが望ましいと考える。

よって、現在の『懇談会』の組織体制は継続し、名称を『後期高齢者医療懇談会』から『高齢者医療懇談会』に改めるとともに、協議事項に「高齢者医療制度に関すること。」を新たに項目付加してまいりたい。

【設置時期】

平成22年4月～（設置要綱策定後）

(案)

大阪府後期高齢者医療懇談会設置要綱

高齢者医療

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図る た
と高齢者医療制度について意見交換を行う
め、大阪府後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

高齢者医療

(協議事項)

第2条 懇談会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- ~~(4) 前3号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める事項~~
- (4) 高齢者医療制度に関すること
- (5) 前4号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者 4人
- (2) 保険医及び保険薬剤師 3人
- (3) 他の医療保険者 2人
- (4) 学識経験を有する者 2人
- (5) 行政関係者 2人

2 委員は、広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、~~平成20年6月1日~~から施行する。

平成22年4月 日

- 2 この要綱の施行後、最初に任命される懇談会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、~~平成22年3月31日~~までとする。

平成24年3月31日